

東京地方裁判所 平成14年(ワ)第8915号 損害賠償請求事件
株式会社函館新聞社 対 株式会社北海道新聞社

⇒2006年10月24日 2億2000万円で和解成立

「函館新聞社の新規参入妨害をめぐる損害賠償請求訴訟で和解が成立」

北海道新聞社に和解金2億2000万円の支払義務

函館新聞社が、「函館新聞」創刊に当たり新規参入を妨害されたとして、北海道新聞社を相手取り平成14年に提起した損害賠償請求事件で、10月24日、東京地裁民事第24部（矢尾渉裁判長）で和解が成立した。

この事件は、平成8年4月、函館新聞社が夕刊を平成9年1月から発刊すると公表したことを受け、北海道新聞社がこれを妨害する目的で、函館・道南地区で使われる可能性の高い有力な題字9個に関する商標登録出願や、同地区の夕刊のみで別刷折り込みの開始、大幅な割引広告料金の設定などを行ったものである。

これに対し、公取委は、平成10年3月、独禁法違反として北海道新聞社の審判手続を開始し、平成12年2月28日、同意審決を行った。平成14年4月、本件妨害行為により損害を受けたとして、函館新聞社が、北海道新聞社を相手取り、12億7600万円余の損害賠償を求めて訴えを提起した。函館新聞社は、同年12月、独禁法の規定に基づき、本件以降の損害についても北海道新聞社に1億5500万円余の賠償を求め、東京高裁に提訴している。

本件をめぐるのは、函館新聞社が公取委を相手取り北海道新聞社の審判記録開示を求め提訴しており、東京地裁・東京高裁で公取委に全面開示を命じる判決が行われ、公取委はこれを不服として最高裁に上告している。

和解条項は「1 被告は、原告に対し、本件和解金として2億2000万円の支払義務があることを認め、これを、平成18年11月末日限り、原告指定の預金口座に振り込む方法で支払う。2 被告は、道南地域（北海道渡島・桧山地方）において被告発行の地域情報板「みなみ風」の広告料金については、今後とも独占禁止法の趣旨を踏まえ、適切に設定・運用するものとする。3 原告は、被告に対する東京高等裁判所平成14年(ワ)第4号損害賠償請求事件を取り下げ、被告はこれに同意する。4 原告は、被告に対するその余の請求を放棄する。5 原告と被告は、本条項に定めるほか、相互に何らの債権債務がないことを確認する。6 訴訟費用は各自の負担とする。」

*商事法務No. 1782 2006/11/15号 P. 56に判例掲載